

## 小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施説明書

### 1 プロポーザルによる優先交渉権者選定の目的

小田原市水道局（以下「水道局」という。）では、これまで培った浄水処理における技術を維持しつつ、安心な水の安定した浄水処理をさらに効果的、効率的に実施するため、優れた技術、ノウハウ等を備えた民間事業者をプロポーザルで選定し、その事業者に業務を委託することにより、市民の安心、施設の安全、水の安定供給等を図るものです。

### 2 委託業務名

高田浄水場等運転管理業務委託

### 3 委託期間

平成30年1月4日から平成35年3月31日まで

1次体制：平成30年1月4日から同年3月31日まで（業務習熟期間）

2次体制：平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 契約方法

平成29年度から平成34年度までの債務負担行為を設定します。

### 5 業務習熟期間（1次体制）

平成30年1月4日から同年3月31日までについては業務習熟期間とし、債務の発生はないものとします。

従 事 時 間		従 事 人 数
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日	8時30分～17時15分	常時2名以上

- （注） 1 2次体制へ遺漏なく移行するための十分な習熟体制をとること。  
2 現高田浄水場等運転管理業務委託受託従事者とともに従事する。

### 6 業務対象施設の概要

高田浄水場

（1）所在地：小田原市高田401番地

（2）浄水能力：80,000m<sup>3</sup>/日

（3）浄水量：48,000m<sup>3</sup>/日～59,000m<sup>3</sup>/日

（平成28年度実績）

（4）管理棟：地上3階 RC構造（中央監視室、電気室、水質試験室等）

- (5) ポンプ室：地上1階 RC 構造
- (6) 敷地面積：54,170 m<sup>2</sup>
- (7) 関連施設： 着水井 急速混和池 フロック形成池 沈殿池  
 急速ろ過池 塩素混和池 浄水池 ポンプ井  
 送水ポンプ(320kW×5台) 薬品注入施設(次亜塩素酸ソーダ、希硫酸、PAC、苛性ソーダ、活性炭(ドライ))  
 その他

## 7 予定価格

上限価格 535,340,000円

金額は5か年の総額で、消費税及び地方消費税相当額を除く額です。

## 8 参加資格要件

- (1) 小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)第5条の規定に該当する者。
- (2) 平成29・30年度小田原市競争入札参加資格者名簿の一般委託に登載されている者。
- (3) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けていない者。
- (4) 参加申込書の提出時点において、会社法(平成17年法律第86号)第475条又は、第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく再生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (6) 元請負業者として、日本国内において水源を地表水とする施設能力80,000 m<sup>3</sup>/日以上急速ろ過方式による浄水処理施設の運転管理実績が、過去5年以内に継続して2年以上あること。
- (7) 次のいずれの要件も満たす者が在籍し配置可能であること。
  - ア 水道技術管理者若しくは水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者。
  - イ 施設能力80,000 m<sup>3</sup>/日以上浄水処理施設の運転管理の実務経験を3年以上有する者。

## 9 プロポーザルのスケジュール

(1) プロポーザルは次のスケジュールに従って行います。

(表1) スケジュール

番号	内 容	日 付
1	プロポーザル実施の公表	平成29年7月10日(月)
2	プロポーザル参加申込書の提出 (プロポーザル参加申込書の提出方法は、郵送と します。)	平成29年7月10日(月)から 7月24日(月)まで
3	プロポーザル資格確認	平成29年7月25日(火)
4	プロポーザル参加資格確認結果通知書、プロポー ザル参加要請書及び仕様書の送付	平成29年7月27日(木)
5	業務提案書作成に必要な資料閲覧期間 業務提案書作成に係る質問書の受付期間 (質問書の提出方法は、ファックスとします。)	平成29年7月31日(月)から 8月10日(木)まで
6	業務提案書の提出期間 (提出方法は、持参とします。)	平成29年8月21日(月)から 9月1日(金)まで
7	選定委員会による業務提案書及び見積書の審査 プロポーザルに係るプレゼンテーション及び ヒアリング (各参加事業者のプレゼンテーション及びヒア リング日時に関しては、個別に通知します。) (見積書の様式は、任意とします。)	平成29年9月中旬～下旬
8	選定委員会による優先交渉権者の選定	平成29年10月中旬
9	プロポーザル選定結果通知書の発送 (選定結果は、書面で郵送します。)	平成29年10月下旬
10	契約交渉	平成29年11月～12月
11	契約締結	平成30年1月4日(木)

### (2) 注意点

- ア 各手続きにおける受付時間は、平日午前9時から午後5時までとします。
- イ 書類等の提出方法は必ず各項目所定の方法で行ってください。
- ウ 持参以外の方法で提出する書類については、必ず事前に水道局水質管理課  
(電話0465 41-1243)まで電話連絡をしてください。

## 10 参加申込み

(1) 参加申込みされる事業者(以下「参加申込事業者」という。)は、プロポーザル参加申込書(以下「参加申込書」という。)を平成29年7月24日(月)

の期限までに提出してください。

(2) 参加申込事業者は、参加資格を証明できる以下の書類を参加申込書に添付し、水道局水質管理課に提出してください。

ア 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数が確認できるもの

イ 小田原市契約規則第5条第1項第2号に規定する小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）にかかる誓約書

ウ 8.参加資格要件（4）にかかる誓約書

エ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び地方税（本店又は主たる事務所所在地の法人市民税）に滞納がないことの証明書

オ 業務受託実績証明書（様式第4号）

カ 業務受託実績を証する契約書の写し

キ 8.参加資格要件（7）を証明するもの

(3) 参加申込書の提出方法は、配達証明付郵便による郵送とします。

(4) 参加申込事業者の参加資格の合否は、プロポーザル参加資格確認結果通知書で通知するとともに参加資格の認定がされた事業者（以下「参加事業者」という。）については、プロポーザル参加要請書及び仕様書を送付します。

#### 1.1 業務提案書作成に必要な資料の閲覧及び施設見学

業務提案書作成のために必要な各種資料の閲覧及び施設見学を行います。

(1) 閲覧等開始日

平成29年7月31日（月）から

事業者別に期日等を連絡いたします。

(2) 閲覧及び施設見学場所

高田浄水場

(3) 閲覧資料等

ア 機械・電気設備等完成図書類

イ 水量、水質関連帳票類

ウ 点検帳票類

エ 高田浄水場等運転マニュアル、水道施設危機管理マニュアル、小田原市水道施設震災対策計画、水安全計画

オ その他

(4) 閲覧資料等の取扱い

参加事業者は、水道局で閲覧する資料及び施設見学で得た情報を、プロポーザルに係る検討以外に使用することを禁じます。また、参加事業者は、委託契約が完了し業務が開始される平成30年1月4日（木）をもって、複写した閲覧資料

等を全て破棄するものとします。

(5) その他

資料閲覧及び施設見学については、1事業所当たり3名以内とします。

施設見学時はヘルメットを持参し、着用してください。

1.2 業務提案書作成等に係る質問受付

(1) 業務提案書作成等に係る質問がある場合は、質問の内容を文書にしてファックス(FAX番号 0465-41-1249)で提出してください。あて先は、小田原市水道局水質管理課としてください。

(2) 提出期間は、平成29年7月31日(月)午前9時から8月10日(木)午後5時までとします。

(3) 質問に対する回答は質問受付後速やかに行いますが、質問内容及びその量によっては、回答に時間を要する場合があります。

(4) 回答は、全参加事業者にファックスで行います。

1.3 業務提案書等の提出

(1) 参加事業者は、プロポーザルに係る業務提案書等を作成のうえ水道局水質管理課へ提出してください。

(2) 業務提案書の提出期限は、平成29年9月1日(金)午後5時までとします。

(3) 見積書の提出期限は、各参加事業者のプロポーザルに係るヒアリング開始時刻までとします。

(4) 提出方法は、参加事業者による持参のみとします。

(5) 業務提案書の提出部数は8部、見積書は1部とします。

(6) 業務提案書表紙には必ず所定の用紙(様式第7号)を使用し、事業者名、提出日、業務提案書の通し番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁に頁番号を記入して提出してください。

業務提案書はA4版サイズ、10ポイント以上、各項目2頁以内で日本語により作成してください。

CD等電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めません。

(7) 業務提案書に添付する資料等には、必ず表紙に「資料」と明記し、事業者名、提出日付及び各頁に頁番号を記入してください。

なお、資料を業務提案書内に綴り込む場合は、A4版サイズに収まるようにしてください。

(8) 見積書の金額(消費税及び地方消費税相当額を除く額)は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの総額と各年度均等割り額を表示してください。

なお、平成30年1月4日から同年3月31日までの業務習熟期間に必要な経

費は受託事業者の負担とし債務は発生しないものとします。

- ( 9 ) 業務提案書等提出書類の著作権は参加事業者に帰属しますが、小田原市がプロポーザルの結果公表時等に公開が必要と判断した場合、その内容を無償で使用できるものとします。
- ( 10 ) 優先交渉権者の選考に漏れた参加事業者の業務提案書については、後日返却します。

#### 1.4 プロポーザルの審査方法等

##### ( 1 ) 優先交渉権者候補の審査

高田浄水場等運転管理業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は次により、優先交渉権者を選定します。

高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル審査基準に基づき、参加事業者それぞれの業務提案書の技術審査各項目について評価及び審査したうえで採点を行い、合計点を算出し、上位5事業者をヒアリング参加事業者として選定します。選定結果は速やかにヒアリング参加事業者選定結果通知書により通知（郵送）します。ただし、参加事業者が5者に満たない場合は、全ての事業者をヒアリング参加事業者とします。

(表2) 業務提案評価項目及び配点

提案項目		配点	評価項目	
技 術 審 査	実施方針、 体制及び 実績	35	ア	会社概要及び財務状況
			イ	水道事業に対する会社の取り組み
			ウ	他の水道事業体における浄水場運転管理業務の受託実績
			エ	業務体制並びに技術者及び有資格者一覧
	運 転 管 理 業 務	130	オ	本浄水場等の運転管理業務に関する考え方
			カ	仕様書に基づく運転管理業務について
			キ	業務に従事する予定の技術者の資格
			ク	緊急事態発生時の体制及び対応方法
	人 材 育 成・コスト 縮減・技術 提案	35	ケ	従業員の資質向上に係る取組みに対する考え方
			コ	コスト縮減対策
			サ	その他運転管理業務に関する上記以外の新たな企画・技術提案
	計	200		
価格審査	50	シ	見積金額	
総合得点	250			

## (2) 審査及び評価の基準

業務提案書に記載する項目は、(表2) 業務提案評価項目及び配点に記載されている項目としますが、その評価については、業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案の的確性、提案内容の根拠及び解析力、独創性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性等を主な基準とします。

また、提案全体を通して、高田浄水場等の運転管理業務の効率化や施設の安定運用の向上等が示されているかなどの点も考慮に入ります。

### ア 会社概要及び財務状況

会社の概要については、資本金、本社の所在地、業務の内容及び社歴が分かる資料を提出してください。

財務状況については、直近3箇年の各会計年度における決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書)を提出してください。

評価基準は、将来に渡り安定して業務を行い得る経営基盤があるかということ を重視します。

### イ 水道事業に対する会社の取り組み

水道事業の一翼を担う業務を行うに当たり、企業理念、教育、安全及び危機管理に対する考え方を記述してください。

### ウ 他の水道事業体における浄水場運転管理業務の受託実績

水道事業体における浄水場運転管理業務の受託実績を記述してください。

### エ 業務体制並びに技術者及び有資格者一覧

貴社における関連技術者の有資格状況等を記述してください。

### オ 本浄水場等の運転管理業務に関する考え方

高田浄水場等の運転管理計画に対する考え方、人員配置、勤務形態、労働安全衛生管理や水質管理の考え方、運転管理上の意見や提案を記述してください。

### カ 仕様書に基づく運転管理業務について

標記に上げるそれぞれの業務の考え方及び体制について記述してください。

### キ 業務に従事する予定の技術者の資格

業務従事予定者の資格及び業務実績(実務経験)等を記述してください。

### ク 緊急事態発生時の体制及び対応方法

台風、停電、機器故障等の緊急事態発生時に対する貴社の体制(非常配備計画)及び対応訓練等について記述してください。

### ケ 従業員の資質向上に係る取り組みに対する考え方

技術向上のため定期的に研修を行う等契約期間内の技術水準レベルの向上対策を記述してください。

### コ コスト縮減対策

省エネ対策等を考慮した貴社の考え方、体制等を記述してください。

サ その他運転管理業務に関する上記以外の新たな企画・技術提案  
上記以外の運転管理業務に対する新たな企画・技術提案及び自社の優位性等を具体的に記述してください。

シ 見積金額

見積金額に応じて評価します。予定価格を超える見積りは失格とします。

15 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

業務提案書等が提出された後、選定委員会において、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施していただきます。

また、プレゼンテーションにかかる費用は、参加事業者の負担とします。

(1) 日時及び場所

水道局において、9(1)(表1)のスケジュールのとおり実施します。開始時間等につきましては、ヒアリング参加要請書により通知します。

(2) 出席者の報告

出席人数は、1事業者3名までとします。ヒアリング参加要請書到着後、出席者の役職、氏名をプレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書(様式第5号)により、速やかに水質管理課に持参又は郵送により提出してください。

(3) 実施時間

プレゼンテーションの所要時間は、1事業者20分以内とします。プレゼンテーション終了後にヒアリング(20分程度)を行います。

(4) 実施方法

自由形式とします。希望する参加事業者は電子機器を用いて行うことができます。プレゼンテーションで使用する機器は、参加事業者において用意してください。

(5) 注意事項

プレゼンテーションの当日、新たな資料等を追加すること、及び別途配布することはできません。

16 プロポーザルにおける瑕疵

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について選定委員会で審議の上、参加事業者の取り扱いについて決定をします。必要に応じて、その瑕疵についてヒアリングを行うこともあります。

なお、瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあると認めるときは、優先交渉権者の選定につき既に決定した事項を取り消すこともあります。



#### 1.7 優先交渉権者の選定及び決定

- (1) 優先交渉権者の選定は、平成29年10月中旬に開催する選定委員会で行います。
- (2) 業務提案書及びヒアリングの技術審査による評価点が満点の6割以上の参加事業者の中から見積金額の価格評価点を加えた総合得点が最も高得点の参加事業者を優先交渉権者に選定し、2位以下の参加事業者の順位を決定します。なお、得点在同一の事業者が2以上あるときは、くじ引きにより順位を決定します。
- (3) 優先交渉権者の決定は、選定委員会の選定結果を踏まえ、小田原市水道事業者（以下「水道事業者」という。）が行います。

#### 1.8 選定結果の通知

水道事業者は、優先交渉権者決定後、速やかに、各参加事業者に書面にて通知（郵送）します。

- (1) 優先交渉権者とする事業者には、プロポーザル選定結果通知書により通知（郵送）します。
- (2) 優先交渉権者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）については、優先交渉権者決定後、プロポーザル非選定結果通知書（以下「非選定結果通知書」という。）により通知（郵送）します。

#### 1.9 プロポーザルの途中辞退

- (1) 参加事業者は申し出により、随時プロポーザルの参加を辞退することができます。
- (2) プロポーザル辞退の申し出は、プロポーザル参加辞退届（任意様式）を水質管理課あてに提出してください。
- (3) 辞退届の提出方法は、持参又は郵送とします。

#### 2.0 非選定結果の説明要求

非選定事業者は、非選定結果通知書到着後15日以内に限り非選定結果となった説明を水道事業者に要求することができます。

- (1) 非選定結果は、非選定事業者本人にかぎり次号に規定する非選定事業者本人に関する事項のみ要求できます。他の非選定事業者又は優先交渉権者に関する事項を要求することはできません。
- (2) 非選定結果の説明内容は最終評価点及びその順位とします。
- (3) 説明要求は、書面（持参又は郵送）での要求のみ受け付けます。  
なお、書面の様式は問いません。あて先は、水道局水質管理課としてください。
- (4) 回答は郵送とします。

## 2.1 契約

優先交渉者に決定した事業者と協議を行い、協議が整った場合、小田原市水道事業の契約に関する規程（昭和41年管理規程第10号）に基づく手続きを経て契約を締結します。

なお、協議の際、双方の合意の上、仕様書及び提出した業務提案書の内容を一部変更する場合があります。

委託業務内容（詳細については、仕様書参照）

- (1) 高田浄水場運転監視業務
  - ア 高田浄水場浄水施設の運転操作、監視及び記録
  - イ 高田浄水場排水処理施設の運転監視業務
  - ウ 原水、浄水などの水質監視
  - エ 工事等の作業に伴う各施設（設備）の運転操作
  - オ 電気事故、停電及び水質異常等への対応
  - カ 場内保安管理
  - キ 連絡調整
- (2) 高田浄水場保守点検業務
  - ア 日常点検
  - イ 簡易故障修理
- (3) 高田浄水場保全業務
  - ア ろ過池ろ過砂更生業務
  - イ 5tクレーン点検業務
  - ウ 排水池内部清掃業務
  - エ 排泥池内部清掃業務
  - オ 沈殿池内部清掃業務
  - カ ろ過池内部清掃業務
  - キ 汚泥調整池内部清掃業務
  - ク 脱水機受泥槽内部清掃業務
- (4) 水源地及び配水池等の運転監視業務
  - ア 高田浄水場中央監視設備における仕様書で指定した各水源地及び飯泉取水ポンプ所の監視
  - イ 高田浄水場中央監視設備における仕様書で指定した各配水池の監視
  - ウ 工事等の作業に伴う各施設（設備）の運転操作
  - エ 事故（停電、水質異常等）に対する対応
- (5) 第1号から前号までに附帯する各種業務
  - その他優先交渉権者に決定した参加事業者と協議を行い、協議が整った事項

## 2.2 失格要件

参加事業者及び優先交渉権者に、次に掲げる事由が生じたときは、プロポーザルの参加資格又は優先交渉権者の決定を取り消します。

- (1) 業務提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (2) 委託契約締結前に指名停止となったとき。

## 2.3 順位の繰上げ

水道事業者と優先交渉権者の協議が合意に達しないとき、あるいは習熟期間中に受託事業者が委託契約を履行することができない何らかの事由が発生したときは、順位の上位の者から順に業務委託についての協議を行うものとします。

## 2.4 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加を申し込んだことにより、各種関係法令及び小田原市条例、規則並びに小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施説明書を遵守することを誓約したものとみなします。

参加事業者が各種関係法令等に違反した場合は、プロポーザルにおける瑕疵の定めに準じて取り扱うものとします。

## 2.5 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各種書類提出先

- (1) 担当（事務局）及び書類提出先

郵便番号：250 - 0296

住 所：神奈川県小田原市高田401番地

担 当 者：小田原市水道局水質管理課浄水管理係

担当 佐草・瀬戸

- (2) 電話番号：0465(41)1243

- (3) F A X：0465(41)1249

- (4) 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

様式第 1 号

平成 年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 加藤 憲一 宛

申込者

所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

### プロポーザル参加申込書

小田原市が実施する高田浄水場等運転管理業務委託に係る公募型プロポーザルに参加したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、「小田原市水道局高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル実施説明書」に示す参加資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### 1 添付書類

- (1) 小田原市契約規則第 5 条第 1 項第 2 号に規定する小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書（任意様式）
- (2) 実施説明書 8 参加資格要件(4)にかかる誓約書（任意様式）
- (3) 国税及び地方税に滞納がないことの証明
- (4) 業務受託実績証明書（様式第 4 号）
- (5) 業務受託実績を証する契約書の写し
- (6) 実施説明書 8 参加資格要件(7)を証明するもの

#### 2 連絡先

郵便番号 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

所属部署 \_\_\_\_\_

担当者職名・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

ファックス番号 \_\_\_\_\_

e メールアドレス \_\_\_\_\_

様式第4号

## 業務受託実績証明書

- 1 委託事業体名等 \_\_\_\_\_
- 2 委託業務の内容 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_
- 3 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 4 施設能力 \_\_\_\_\_ m<sup>3</sup>/日
- 5 処理方式 \_\_\_\_\_

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日 申込者名

代表者名

印

様式第5号

平成 年 月 日

小田原市水道事業  
小田原市長 加藤 憲一 宛

申込者  
所在地  
商号又は名称  
代表者の氏名 印

プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書

平成 年 月 日付で通知のありました高田浄水場等運転管理業務委託に係る  
プレゼンテーション及びヒアリング参加要請について、出席者を下記のとおり報告します。

記

プレゼンテーション及びヒアリング参加者一覧

	所属	職名	氏名
1			
2			
3			

様式第6号

プロポーザル参加に関する質問書

平成 年 月 日

小田原市水道事業

小田原市長 加藤 憲一 宛

申込者住所 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

F A X 番号 \_\_\_\_\_

eメールアドレス \_\_\_\_\_

高田浄水場等運転管理業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問  
します。

No	質問項目	質問内容

高田浄水場等運転管理業務委託プロポーザル

# 業 務 提 案 書

1 事業者名

2 提出日 平成 年 月 日

3 提出部数 部

(通し番号 第 / 部)